

市政モニター調査(案)

資料5

部 課 係	福祉保険部 福祉保険課 地域福祉係		
電 話 番 号	0166-25-6425	※外線を記載	
電子メールアドレス	fukushihoken@city.asahikawa.lg.jp	※課のアドレス	
調 査 期 間	令和5年6月〇日～(2週間程度)	※受付期間	
調 査 名 称	地域福祉に関する市民意識調査		
調 査 目 的	令和6年度を始期とする【仮称】第5期旭川市地域福祉計画・旭川市社会福祉協議会第7期地域福祉活動計画の策定に当たり、地域福祉(◆1)の認知度を探るほか、身近な地域における住民同士の支え合いに関する意識などを調査し、計画づくりの参考とする。		
調 査 内 容	設問(※最大18項目)	選択肢(※最大15項目)	必須 選択個数等
	1 (基本情報関係) あなたの世帯構成についてお伺いします。	ひとり暮らし	※ 1項目
		夫婦のみ	
	親と子(2世代)		
	親と子と孫(3世代)		
	その他		
	2 (基本情報関係) あなたが現在一緒に住んでいるご家族の中に次のような方はいますか。	就学前の子ども	※ 複数回答可
		小中学生	
		高校生	
		65歳以上の高齢者	
		要介護又は要支援認定を受けている方	
		障がいのある方	
		自宅で病気療養している方	
	求職中の方		
		いずれもない	
	3 (近所づきあい・地域活動への参加等) 近所の人との普段の交流の状況についてお答えください。	困りごとを相談したり親身に話を聞いてもらえる人がいる	※ 1項目
		日常的に話をする人がいる	
		たまに世間話をする人がいる	
		道で会えば、あいさつをする程度 交流はしていない	
	4 (近所づきあい・地域活動) 現状の近所づきあいについて、どのように感じていますか。	もっと交流ができれば良いと思っている	※ 1項目
		現状のままが良いと思っている	
		あまり交流をしたくないと思っている	
	5 (近所づきあい・地域活動) 地域活動に参加したり、協力したりしていますか。また参加等をしている場合はどのような活動をしていますか。	町内会の行事や活動(敬老会、夏まつり、子ども会、新年会、ごみ拾い、草刈りなど)	※ 複数回答可
		PTA活動	
		老人クラブ活動	
		ファミリーサポーターなどの有償ボランティア活動	
		見守りなどのボランティア活動	
		通学路の安全確保などの交通防犯活動	
		消防団活動	
		文化・スポーツ等のサークル活動	
		その他の活動	
	特に参加したり、協力していない		
	6 (近所づきあい・地域活動) 設問5で「特に参加したり、協力したりしていない」を選んだ方にお伺いします。あなたが、地域の活動に参加していない理由を教えてください。	仕事や家事などで時間がない	最大3項目
		看護や介護などのために家を空けられない	
		心身の健康に不安がある	
		地域の活動の情報や参加機会がない	
		趣味などで忙しい	
		参加すると人間関係がわずらわしい	
		一度活動に参加すると、役員(活動の運営や企画)を打診されそうだから	
		参加者に知り合いがないので、活動しようと思わない	
	必要性を感じない		
		その他	
	7 (近所づきあい・地域活動) 新型コロナウイルス感染症の流行を経て、あなたの近所づきあいや地域活動の参加について変化はありましたか。	大きく減った	※ 1項目
		やや減った	
		変わりはない	
		やや増えた	
		大きく増えた	

調査内容	設問(※最大18項目)	選択肢(※最大15項目)	必須	選択個数等
	<p>8 (近所づきあい・地域活動) 近所付き合いや地域の活動を通じた地域における交流の広がりや、支え合いの土台となるものですが、全市的に活発な活動が行われているとは言えません。多くの方が地域の活動に参加しやすくなるためには、あなたはどのようなことが大切だと思いますか。</p>	<p>活動への参加に係るさらなる周知(周知方法の工夫など) 活動目的の明確化及び活動内容の充実 身近な場所で気軽に参加できるような雰囲気 参加するための費用がかからないこと 既存の活動に関わらず、世代間での意見交換を踏まえた活動内容の決定 子どものうちから地域福祉を学ぶ機会の充実 ICT(◆2)を取り入れた活動など柔軟な参加方法等について検討する その他 わからない</p>	※	最大3項目
	<p>9 (地域での支え合い) あなたは、生活するなかで困ったときに、身近な地域の方に相談に乗ってもらったり、手助けしたりしてほしいと思いますか。</p>	<p>思う どちらかと言えば思う どちらかと言えば思わない 思わない</p>	※	1項目
	<p>10 (地域での支え合い) 9で「思う」又は「どちらかと言えば思う」を選択した方にお伺いします。あなたは、身近な地域の方からどのような「手助け」をしてほしいと思いますか。</p>	<p>話し相手や軽易な相談の相手になってほしい 買い物や近くまでの外出の付添いや送迎をしてほしい 一時的に子どもを預かってほしい 介護や看病の手助けをしてほしい 安否確認や見守りをしてほしい 庭の草刈りをしてほしい 除雪をしてほしい ごみの搬出を手伝ってほしい その他</p>		最大7項目
	<p>11 (地域での支え合い) あなた自身は、身近な地域の方にどのような「手助け」ができると思いますか。</p>	<p>話し相手や軽易な相談の相手 買い物や近くまでの外出の付添いや送迎 一時的に子どもを預かる 介護や看病の手助け 安否確認や見守り 庭の草刈り 除雪 ごみの搬出 手助けできることはない その他</p>	※	最大8項目
	<p>12 (地域での支え合い) あなたが、支え合いの仕組みづくりを進められると思う「身近な地域」はどの範囲ですか。</p>	<p>お隣、ご近所の範囲 町内会の範囲 小学校区内の範囲 中学校区内の範囲 単一の地区市民委員会の範囲 旭川市全体</p>	※	1項目
	<p>13 (地域での支え合い) 持続可能な支え合いの仕組みとして、有償のボランティア活動の取組が進められています。あなたは、このようなボランティア活動の有償化について、どのように受け止めますか。</p>	<p>有償化した方が、支え合いの輪が広がるので望ましい 有償化した方が、頼んだり、引き受けたりし易くなる 有償化すると、頼みにくいし、引き受けにくくなる 有償化しても、地域における支え合いが進むとは思わない ボランティア活動は無償であるべきだ わからない</p>	※	1項目
	<p>14 (相談体制) あなたの身近で、制度の狭間や複合化・複雑化した福祉的課題を抱える(抱えていることが疑われる)次のような世帯(◆3)がいることを見聞きしたことはありますか。</p>	<p>子育てと親の介護に同時に直面し困っている世帯等 高齢の親と就労していない独身の中高年の子どもで構成される世帯 障害のある子どもを監護している親自身が、高齢や障害等により判断能力の低下が疑われる世帯 ごみが適正に処分されず周辺住民から何らかの苦情等が寄せられている世帯 ひきこもり状態の子を抱え適切な支援につながっていない世帯 ヤングケアラー(家事や家族の世話などで学業や生活習慣に影響がある子ども)がいる世帯 家族や地域との関わりがなく、社会的に孤立した世帯等 本人は支援の必要性を認識していないものの、周囲からみて明らかに支援の介入が求められると思われる世帯 上記のような世帯を見聞きしたことはない わからない</p>	※	複数回答可

調 査 内 容	設問(※最大18項目)	選択肢(※最大15項目)	必須	選択個数等
	15(相談体制) もし地域の中で困りごとを抱えた人や世帯を把握したとき、あなたは最初にどのように行動すると思いますか。	できるだけ自分や家族で解決を試みる 近隣の人と相談する 地域内の第三者に相談する 市役所などの第三者機関等に相談する 何もしない その他	※	1項目
	16(相談体制) 15で誰か又はどこかに「相談する」を選択した方にお伺いします。あなたは、相談相手又は相談先にどのようなことを最も期待しますか。	世帯等の情報や状況を聞いて、困りごとを整理してあげてほしい。 適切な窓口につなげてほしい 専門機関が継続的な関わりを続けてあげてほしい 専門機関が困りごとを解決してあげてほしい プライバシーに配慮してほしい その他		最大2項目
	17(相談体制) 15で「何もしない」を選択した方にお伺いします。相談しない理由について教えてください。	誰に・どこに相談したらよいか不明瞭だから 個人情報の保護のため、対象者の情報を伝えるべきではないと考えているから 相談したことについて、対象者本人に伝えることを懸念しているから 自分自身が直接的に迷惑を被っていないから 対象者本人自身が困っているのかどうかかわからないから 相談はするのは良いが、以後対象世帯への継続的な関わりを求められると困るから 自分の都合が良い時間帯に相談することができないから その他		最大2項目
	18(自由記載) 本市では令和4年4月から条例を施行し、地域共生社会(◆4)の実現を目指し各種取組を進めています。条例中「市民の役割」として明記されている箇所がありますが、市民一人ひとりが地域福祉の推進のために、心がけること、行うことができる活動についてどのようなことがあると思いますか。			

◆1 補足

地域住民の一人一人が、その人らしく生き生きと暮らせるように、地域における支え合いや助け合いを中心として、地域における福祉課題の解決に向けて取組む考え方

◆2 補足

情報 (Information) や通信 (Communication) に関する技術 (Technology) の総称。通信技術を使って、インターネットを通じて人と人がコミュニケーションをとるための技術【例: スマートフォン等を利用した、対面によらない情報のやりとり (テレビ電話) や動画視聴などの各種サービスの利用など】。

◆3 補足

介護保険制度や障害福祉サービス等の公的な福祉制度に該当しないものの日常生活に支援が必要なケースや、世帯の中で複数の福祉制度の活用を要する、または周囲との関わりに拒否的で社会的に孤立している等の理由で日常生活に支援が必要な (必要と思われる) ケースを言います。

◆4 補足

旭川市地域共生社会の実現に向けた施策の推進に関する条例・抄

○地域共生社会とは (第2条第1号)

誰もが必要に応じた適切な福祉的支援又は配慮を受けながら、可能な限り経済活動 (就労、消費等の活動をいう。)、市民活動 (地域活動、ラボントピア活動等の活動をいう。)、趣味の活動 (文化芸術活動、スポーツ等の活動をいう。) 等 (以下「経済活動等」という。) に参加することで、世代、分野等を超えてつながり、社会の担い手として地域をともに創り、及び支えるとともに、自分らしく生きがいを持って生活できる社会をいう。

○市民の役割 (第9条)

市民は、基本理念にのっとり、地域共生社会に関する理解を深めるとともに、次に掲げる役割を果たすよう努めるものとする。

- (1) 市、社会福祉協議会、関係する公的機関、関係団体及び地域活動団体が推進する地域共生社会の実現に向けた取組に協力すること。
- (2) 自身及び家族の心身の健康を保持すること。
- (3) 自身の心身の健康状況等に応じて経済活動等に参加し、地域社会の活性化と地域福祉を推進すること。
- (4) 福祉的支援を必要とする市民に対し、過度な負担が生じない範囲での支援又は合理的配慮を行うこと。